

日本血栓止血学会 YouTube 動画作成指針

2024年6月13日

日本血栓止血学会 広報委員会

日本血栓止血学会 YouTube 公式チャンネルについて、以下のように運用する。

【目的】

YouTube 動画視聴を通して医師としての総合的なパフォーマンス向上が得られることを目指すとともに、血栓止血領域への興味を喚起し将来血栓止血学に関する研究や臨床を選択する人材の育成を目指す。

【対象】

医療関係者・研究者、例えば医師（研修医を含む）、臨床検査技師、薬剤師、基礎研究者など、および学生（医学、保健学、理学、農学、薬学など）を主たる対象者として想定する。

ただし、一般の方々や血栓止血学の専門家が視聴する内容もあって良い。原則として、一般対象、医療関係者対象など、最初に明示する。

【著作権など】

1) 作成された YouTube 動画の著作権は学会に帰属するものとする。

これは動画投稿者が著作権を有さないものを投稿することが YouTube 規約に反する可能性があるためである。但し、動画作成者はその二次使用について学会に届出することなく使用を可能とする（引用元は明示すること）。

2) 動画内で紹介する動画作成者オリジナルの図表については動画作成者に著作権が帰属するものとする。

日本血栓止血学会は動画の提供を受けた時点でその使用について動画作成者から許諾を得たこととする。動画内の図表には作成者オリジナルのものであったとしても作成者の名前と日本血栓止血学会が使用することを許諾済みであること（「使用許諾済み」）を明記することとする。作成者以外の学会員が動画の二次使用を希望する際は日本血栓止血学会に事前の許諾を得るものとする。この際、日本血栓止血学会は動画作成者に許諾を与えても良いかの確認を行う。許諾を得た後は引用元を明らかとした上で

の二次使用が可能である。作成者以外の学会員が動画内の図表の二次使用を希望する場合には動画作成者に個別に連絡を取ることとする。

- 3) 動画内で使用する静止画、動画、図表、音楽など、いかなるものであっても著作権のあるものを使用する際には動画の制作者自身が著作権保持者に確認をとり、許可を得て、ないし相応の対価を支払った上で使用することとする（但し製薬会社の提供するコンテンツの使用は禁止する）。

引用したものに関しては画質の調整以外は一切の変更は加えず、引用元の情報と著作権者から許諾を得ていることを明記するものとする。

- 4) 日本血栓止血学会が著作権を有するものの引用の際は学会に事前の連絡を取る必要は無い。

但し、例えば日本血栓止血学会誌を引用する場合で掲載されているものが他の著作物を引用したものであった場合、オリジナルの著作権者に確認・許諾を得てから使用するものとする。

- 5) フリー画像素材や VOICEVOX などの著作権フリー素材に関して使用を制限しない。

但し、使用した画像・生成された音声は作成者の責任で確認を行い、一般的な視聴者が不快と感じる可能性のあるもの（生々しい血液や臓器の画像、殺す・屠殺などの表現、差別的な意味を持つ用語）が用いられていないことを確認する。また、患者・患者家族が不快に感じる要素が無いかについて十分に注意を払うこと（生成される音声には様々な種類があるためふざけていると取られかねないものとなっていないか配慮をすること）。

- 6) 生成 AI の使用は制限しない。

ただし、生成 AI を用いた画像・音声・文章などを用いた際には、生成 AI を用いて作成されたコンテンツであること、生成されたものに間違いがないかを確認済みであることを明記する。生成 AI の学習に用いたもの、および出力したものに作成者ないし日本血栓止血学会が著作権を有さないものが含まれている場合には著作権者に確認をとり、許可を得た上で使用すること。

【動画作成時の注意点】

- 1) 最初のスライド（サムネイル）は、シリーズ毎に共通したものを使用する（広報委員会が作成）。

- 2) 長さは、5～15分とするが、5分までに短くまとめた方が視聴されやすい動画になる。3分程度の短い動画（ダイジェスト版）と、10～15分程度のやや詳細な動画の2本を作成しても良い。
- 3) 作成された動画はあらかじめ広報委員会が内容を検証する。必要があれば、修正を依頼する。
- 4) 練習用に1～2分の試し動画を作成して不備がないか確認の上、正式用を作成すると良い。特に、声の大きさや明瞭さに注意する。入力音量を十分に大きくした方が、出来上がりが良くなることが多い。